

# 古代の郷土

前月まで、「近世の郷土」を掲載しましたが、今月より「古代の郷土」について述べてみます。

## 第一節 古墳時代

弥生時代から農業生産技術の移入によって急激な発展をとげた農業共同体の中に、首長が現われ統率権を強めるなかで祭祀権を握り、支配者としての地位を固め、支配者と被支配者とに再編成され、支配者は権力を拡大して地域の最高支配者となり、壮大な墳丘と副葬品を蔵した古墳を築造するま

でになった。そして、このことは中央から地方へとひろがって行った。いわゆる古墳時代である。こうした古墳は、円墳・前方後円墳・上円下方墳等と呼ばれるもので、石室の構造から横穴式古墳・縦穴式古墳と呼ばれることもあり、三世紀後半から六、七世紀にかけてのものである。これらはやがて、仏教の伝来以後、火葬が広く行われるようになり、また、大化二年(六四五)

薄葬令が出されるなどして行われなくなった。郷土三和町内にも、その時代の地方有力者を葬った古墳が数多くあった。昭和三十七年の調査によると、約五〇基が確認されているが、しかし多くは発掘され、或は開墾の為破壊されて原形を留めるものは少ない。ほとんどが円墳で横穴式古墳である。その主なる所在地は左の如くである。

### 【高蓋地区】

高蓋塚谷・父木野大谷山・同引ヶ峠中山・栗木芸人山・同相談谷割石・同猿ヶ馬場・光末秋信奥・同小丸山・同有友・同友成

### 【小島地区】

小島久木・同大門・同河原郷・同長者原・龜石明見神社・上奥城江・同梨迫・同友重

### 【来見地区】

井関荒神原・同寺忠・同

## 龜山・時安

なお、この時代のものか、あるいはもっと古く神代などと言われた時代のものか明らかでないが、長者原大谷の奥深くには、日本のピラミッドと呼ばれる古墳があるといわれる。コングーチ山とタテウスの二つの山がそれであると、昭和九年当時のピラミッドの研究者酒井將軍氏が言っておられる。

## 第二節 飛鳥奈良時代

弥生時代農耕文化の移入により、人々の生活にもさまざまな変化がもたらされた。農業による共同体は周辺の共同体と対立抗争をくりかえすことによって、中国地方には半独立国的性格を持った吉備の国が成立して、郷土、現三和町もこの中に組みこまれていた。

大和朝廷は、全国支配を確立する過程において、地方豪族を国造や県主に任じ、彼等を地方長官として編成していった。

三、四世紀の頃にはこの吉備国も大和朝廷の支配下におかれて国造の制度が行われ、大和朝廷の直轄地が

置かれて、屯(つと)御名代(みなしろ)御子代(みこしろ)の名で呼ばれた。また政治上の要地には県主も置かれた。のちの備後国に相当する地域の国造には、吉備六国造(彦訓服命孫八千足(やちあし)足尼)吉備品治国造(若角城命二世孫大船足(おほふね)足尼)

がいたことが、平安時代初期の編纂と推定される「先代旧事本紀」の国造本紀に書かれている。品治国は品治・神石・甲奴の地帯を言ったよう、郷土三和町も当時は品治国造の支配下であったわけである。

大化の改新のあと朝廷は地方を治めるため伊預の総領・筑紫の総領等とともに、吉備の総領を派遣したといわれるが職掌など詳かでない。

天武持統朝(六七三〜六九〇)になると、吉備国は備前・備中・備後の三国(のちに備前国の北部英田郡等六郡を割いて美作を分置して都合四国)に分けられ、それぞれに国司が輔任されるようになった。「日本書紀」に天武天皇二年備後国司が白雉を献上したとあり、「続日本紀」文武天

皇元年閏十二月の条に、備前・備中が見えること等からもそれがわかる。備後国は「延喜式」によれば、国の等級は上国で、都からの遠近は備中とともに中国であった。(神石郡誌には遠国とある)

大化元年(六四五)中大兄皇子らによって蘇我氏が滅ぼされたことに始まる一連の改革、いわゆる大化の改新によって、地方行政組織も改編され、国・郡・里制がもうけられた。国には国司、郡には郡司、里には里長が任ぜられ、国司には中央の貴族官人、郡司・里長には地方豪族が任用された。里は五〇戸を一里とし(五〇戸を超える戸を余部と称した)その上部組織が郡である。(以下次回)

(参考文献) 神石郡誌・広島県の地名・吉和町史・山口県久賀町史・引野町史・昭和九年五月十三日付中国新聞、並びに大阪毎日新聞) 三和町文化財保護委員

松井 正夫

# 古代の郷土

(三)

(承前)

郡は下部単位の里の数に  
応じて、大郡(一六〇二〇  
里)上郡(一二里以上)中  
郡(八里以上)下郡(四里  
以上)小郡(二里以上)の  
五等級に分けられ、郡司は  
大領・小領・主政・主張の  
四等官制であった。

備後の国府は現在の府中  
市府川に置かれた。また、  
神辺町湯野に備後国分寺が  
あることからして、ある時  
期ここにあったのではない  
かともいわれる。ちなみに  
国分尼寺は栗生村にあった  
という説もある。

神石郡の郡家(郡司の役  
所)は古い表記の郡名の残っ  
ている亀石にあったのでは  
ないかといわれる。

神石郡の郡名が初めて文  
献に見えるのは、さきにも  
触れたが天武天皇二年(六  
七三)備後国司が白雉を献  
上した「日本書紀」の記述  
で、次のように亀石郡とし  
て出ている。

天武天皇二年三月丙戌朔  
壬寅備後国司獲白雉於亀石  
郡貢乃当郡課役悉免大赦天  
下 (日本書紀)

同じことが「扶桑略記」  
には、  
天武天皇朱雀二年三月備  
後国進白雉仍改為白鳳元年  
白鳳合至十四年(扶桑略記)

とある。すなわち天武天  
皇二年に備後の国司が亀石  
郡で獲た白雉を献上したと  
ころ、天皇は大変歎ばれて  
亀石郡の租税や夫役等の悉  
くを免除し、また国中に対  
して大赦を行わせられた。  
扶桑略記はさらに年号を白  
鳳と改められたと記してい  
るのである。

「水鏡」にも「扶桑略記」  
と同様の記述があるといわ  
れる。ちなみに、朱雀・白  
鳳とともに逸年号(正史に  
は載っていない年号)であ  
る。

郡の下部組織である里は、  
靈龜三年(七二六)頃「郷」  
と改められ、その下に里が

置かれたが、この里も天平  
十二年(七四〇)頃には廃  
止され、以後は国・郡・郷  
の三段階のみとなった。こ  
の時、神石郡の郷数は四で、  
神石郷・志郷・高市郷・三  
坂郷であった。和銅六年  
(七二二)元明天皇は、国・  
郡・郷名に二字の好字を用  
いさせられたので、志郷は  
志麻郷となる。

神石郷は神石郡の郡家の置  
かれたところで亀石村はそ  
の遺名と言われる。  
志麻郷は宝龜五年(七七四)  
の東大寺文書に、備後国志  
麻郷戸主物部水海とあり、  
現在の小島附近に比定され  
る。後世小島村附近を志麻  
郷庄という。

高市郷は現神石郡高市地方  
といわれ、また、油木地方  
ではないかともいわれる。  
三坂郷は現比婆郡東城町三  
坂地方といわれる。

そして、志麻郷が初めて旧  
記に見えるのは、前記宝龜  
五年(七七四)の東大寺文  
書であるといわれる。

吉備国が三分されてその  
一部が吉備の道の後といわ  
れ、備後と呼ばれるように

なったことについては一部  
触れたが、「倭名類聚抄」  
郡名によれば備後管区一四  
とあり、

安那夜須 深津布加 神石加女  
那 那 津 津 志  
奴可加 沼隈 奴野 品治 保牟 芦  
田 安 太 之 甲 奴 乃 不 三 上 三 美 加 惠  
蘇 御 調 美 豆 世 羅 三 谿 美 爾  
多 三 次 美 與 之

の十四郡を挙げている。現  
在のように備後九郡となる  
のは、明治三十年(三十一  
年)である。亀石が神石となっ  
たのはいつ頃かというに、  
前記「日本書紀」の備後国  
司白雉献上の条には亀石郡  
とあるが、延暦二十四年  
(八〇五)の「類聚三代格」  
八調庸事として太政官の奏  
文があり、その中に、備後  
八郡は調として絹に替えて  
緞を納めたいと請願して  
いるが、その中ではすでに神  
石郡になっている。また醍  
醐天皇時代の延喜式にも  
「カメシ」と読ませている

し、倭名類聚鈔(九三〇年  
代)では神石として加女志  
と読んでいる。ちなみに当

時の備後各郡の郷名は次の  
通りである。

- 郡名 郷名
- 神石 神石・志・高市・三坂
- 安那 大家・高迫・三谿・拔
- 原 大坂 駅家
- 深津 中海・大野・大宅
- 奴可 刑部・道部・斗意
- 沼隈 津宇・赤坂・春部・諫
- 品治 山 駅家・品治・狩道・佐
- 賀 石成 神田 服部
- 芦田 佐味 広谷 葦浦 都
- 彌 芦田 駅家
- 甲奴 矢野 甲奴 田総
- 三上 多可 信敷 神代 土
- 木 三上
- 惠蘇 惠蘇 春部 刑部
- 御調 伯多 彌原 者度 佳
- 質 小国 因島 歌島
- 世羅 乘原 大田 津口 鞆
- 三谿 三谿 松部 江田 額
- 田 刑部
- 三次 上次 播次 下次 布

(以下次回)  
参考文献 神石郡誌・吉和町史・  
備後史談・福山市誌・広島県の  
地名・広島史跡郷土史

# 古代の郷土

(三)

(承前)

郡の下部組織は里で、通常五〇戸を一里としたことはすでに述べたが、戸は夫婦・親子そのほか親類や用人等も含めた大家族で、六年毎につくられる戸籍にもとづいて、公民六歳以上の男子には田二段、女子にはその三分の二など、年齢性別その他によって一定の田地を与えた。班田収授法のいわゆる口分田である。備後国の田地面積は「倭名鈔」に九千三百一町二段四六歩とあり、その他の諸書にも九千余町の数字が見えるといわれる。平野や盆地には条里制と呼ばれる土地区劃が行なわれた。

律令制が班田農民に負わせた負担は、租・庸・調・雑庸・仕丁・戸役・兵役さらには租・調の運搬に至るまでさまざまな労役があり、農民の生活は悲惨で逃亡者続出し(続日本記養老六年)、

領稲三万八千束、修理池溝料稲一万五千束であった。救急料稲八万束を備えて、これを毎年農民に出舉(貸し付けて利息とともに返還させる)し、その利稲を各用途に充てる定めであった。備後国から中央政府へ貢進すべきものは、租はいうまでもなく右記の稲であるが、調(地方の特産物を納めるもの)は白絹・帛・糸・縹糸のほか絹・緞・鉄・塩・庸(律令の正丁△二〇歳)六〇歳の男子▽が一年十日の歳役を勤めるかわりに納めるもの)は白木の韓櫃のほか、米・鉄・鉄・塩、中男作物(律令の次丁△一七〜二〇歳の男子▽を対象に賦課された税目)は紙・木綿・紅花・黄檗皮・黒葛・漆・胡麻油・その他魚類加工品が定められていた。

鉄を納めることにして欲しいと、国司を通じて願出ていたが、延暦二十四年(八〇五)許可され、備後北部八郡(神石・奴可・三上・惠蘇・甲奴・世羅・三谿・三次)の調が絹糸の替りに鉄を納めることになった。また「三代実録」貞観七年(八六五)八月十七日の条に、採鉄地帯である備後八郡が旱疫のため衰弊しているの、四年間四郡づつ交替で課役を免じられた記録がある。さらに「三備史略」に「清和天皇貞観十五年(八七三)十一月十七日戊申給復備後十四郡七千四百十三人以頻年百姓彫残也。」とある。この年備後一帯に大飢饉襲来百姓困窮したので、備後国の七千四百十三人の一年間の租税賦役を免じられたことを記している。

富と力によって、盛んに開墾を行ない広大な私有地を持つようになった。この墾田経営のための住居や、農具、収獲物を納める建物「荘」であったが、後には周辺開発地域も含めて、全体を荘とか荘園と呼ぶようになった。地方でも郡司などの豪族は早くから開墾によって私有地を持っていったが、国司や、中央で良い官につけなため地方に下った貴族達も、開墾したり貧しい農民の口分田を買ったりして、次第に有地を拡大していった。これら貴族や寺院の私有地を耕作した農民の中からも、領主の許しを得て自立し独立経営をしながら、山林原野を開いて次第に自分の土地を持つものが出てきた。

(以下次回)

延喜式によれば、備後に  
おける農民の負担額は、正  
税稲・公廩稻のおの二四  
万束、国分寺領稲二万束、  
文珠会料稲二千束、鑄錢俵

(参考) 神石郡誌・神石郡誌  
続編・広島県の地名・吉和  
町史・森本義彰日本史の研  
究)

# 古代の郷土 (四)

(承前)

また、地方の有力な富戸も、窮乏した農民の口分田を買ったり、人を使い、あるいは自分の手で開墾することによって、私有地を増していった。こうして地方では律令制崩壊の間隙から、新しい地主的な階層が生まれてきた。

このような貴族や神社等の私有地(荘園)の所有者は、土地を農民に割当て、その作人の名を冠して永続的な土地の保有権を認めることによって、彼等を年貢や公事を確保する徴税の単位として編成していった。これがいわゆる名田である。

名田はやがて国衙領等の公領に於いても一般化し、中世全期を通じて土地制度の根幹をなした。

郷土三和町においても、この名田の名残りと思われるものが、各所の地名や家

号として残っている。光末・光信・常光・時安・助友・行成・友久・友広・時久等々非常に多くある。

貴族や神社の荘園のほか、地方豪族や一般庶民の所有地も少なくなかったが、庶民の零細な所有地は、次第に地方豪族に吸収包括されていった。豪族達は郡司や郷司などの職を帯びるものが多く、地方では勢力があったが、国司に対しては弱いものであった。一方、中央の有力な貴族は太政官符や民部省符を貰い、輪租を納めなくてもよい不輸の権や、検田使の立ち入りを拒む不入の権を持っていた。

こうした特権を持たない地方豪族達は、自己保全の為に中央貴族や大寺社に頼るほかなく、私有地を寄進して領家すなわち領主と仰ぎ、領主の荘園に組入れて貰い、自身はその荘園の荘

官に任命されて収納事務を扱い、収納の大部分を領主に上納して、実質的な支配は手中に納めていた。こうした傾向は平安時代中頃から盛んになった。初期の墾田系荘園に対して、この寄進による荘園は寄進地系荘園と呼ばれる。

神石郡は国衙領―幕府領として続いた地域が多かったためか、荘園は志麻里の庄しか見られない。康正二年(一四五六)「造内裏段、錢並国役引付」に、「一五貫伊勢備後入道志麻利庄段錢」とあって志麻利(里)の庄名が見える。また、「親元日記別録・伊勢七郎左衛門尉貞熙申條」(文明六年(一四七四)閏五月二十三日)にも、「知行分備後国志麻利庄代官備中国荏原地下人守護被官平井安芸守云々」とあり、志麻里庄名が見える。

志麻里の庄名は志麻郷から起こっている。志麻里庄は初め男山八幡宮その他の所領で、庄内にその分霊龜

山八幡神社(現小島龜山八幡神社)がある。庄官も馬屋原氏のみでなく、備中の伊勢氏(北条早雲はこの伊勢氏の出で備中に生まれ、備後の杉原氏(府中八尾城)、宮氏(新市町龜寿山城)、関東の上杉氏(上杉頼定以来)の代官、摂津氏(摂津親秀以来)の代官がいたらしい。志麻里庄は後に志麻里十一村(小島・折口・酒屋・末元・常光・光末・光信・重藤・父木野・上・龜石)と言われる、現三和町の半ばを占める地域である。

また、郷土三和町ではこの時代(平安)後半、十一世紀から十二世紀にかけて、神社の勧請建立が盛んに行われた。若干の例外はあるが、町内の神社の大半がこの時代の創建である。社名をあげてみると、

小島八幡神社(一〇六四年)・上八幡神社(一〇六四)・阿下八幡神社(一〇六八)・時安神社(一〇〇二)・坂瀬川八幡神社(一〇七五)

・時安八幡神社(一〇九七)・大矢明見社(一一八三)・広石八幡神社(一一八三?)・尾坂八幡神社(一一八三?)・時安大仙神社(一一八五)・犬塚明見社(?)・萩原八幡神社(一一九二)・木津和八幡神社(一二二二)・父木野青龍神社(一三四八)・光信猿田彦神社(一六八二)・常光伊勢槌神社(一六八六)・栗木八幡神社(一六六九)・龜石明見神社(七二四)・光末清瀧神社(七三〇)・高蓋日吉神社(七四九)・井関八幡神社(八九三)・下井関八幡神社(九二四)の如くである。

(以下次回)

参考文献

- 吉和町史・森末義彰―日本史の研究・芳賀幸四郎―日本史要覧・広島県の地名・備後史談十五巻・同九巻・神石郡誌・三和小学校―きょうと三和歴史年表・広島―史跡と郷土史

# 古代の郷土

(五)

## 三、武士の発生

律令支配がゆるみ、荘園支配が生まれる中で、地方治安の維持者として台頭したのが武士である。

律令制においては、国司は地方治安の維持にあたり、司法・警察・軍事の面をつかさどり、郡司もまた国司の職務の一端を担っていた。税の取り立ての権限を持ち、任地におもむいた

国司(受領ともいう)は、自分の蓄財にのみ意を注ぐ者が多く、地方の治安は次第に乱れていった。国司に取り入る郡司、郡司をささえる里長等、これらの役人はいずれも、年貢の取り立てや、政府の米の貸し付けなどによって利益を上げることのみを考え、いたるところで利害関係の対立が生じ、国司と郡司の争い、郡司と地方農民との争いなどがひんばんになってきた。

このため、地方の豪族や有力農民たちは、自分を守るため武力を養うようになり、弱い者は強い者に身を寄せるようになっていった。朝廷は各地に檢非違使や押領使・追捕使などを任命して治安維持につとめたが、あまり効果はあがらなかったようである。

武力を持つ豪族や農民から税を取立てるためには、国司も武力で対抗するようになり、武装した部下や、さらに郡司・郷長をはじめ家の子郎党など、大きな従者群を作り上げた。有力農民・豪族達もまた私兵を増してますます武装を強化することとなる。そしてそれらが次第に組織化されて武士団と呼ばれるようになってきた。

これら武士団は争っては勝者が敗者を引き入れ、或は連合して、次第に大きな

武士団を形成していった。

こうして生まれた武士団の中心になったもの(棟梁)は、十世紀の前半に国司となって地方におもむいた役人の子孫や、都にいても出世に縁の遠い貴族たちであって、これらの人は地方に行けば尊敬され、多くの人々の中心になることができた。こうして地方に住みついた受領(国司)や受領系の子孫は、貴族としての気品と指導力によって、武士団の棟梁となって地方を支配していった。

このようにして起こった武士団を代表するものが源氏と平氏である。

(終り)

(参考・コーキ出版社「学習百科事典」)

以上五回にわたって、古代の郷土について述べてきました。この時代における郷土の史料は極めて少なく、以上が筆者の見聞し得た、僅かな資料にもとづく古代の郷土の歴史です。ま

一口メモ

## 桜の木は大丈夫ですか？



患部から小枝が直立・密生してほうき状になり、早く葉が開くが花をつけません。

治療法として病原菌は患部で越冬するので、冬の間、病枝を切り取るのが最良です。

切り取った枝が直径二センチメートルより大きなものは、傷口ゆえ促進薬(トップジンMペースト)を塗り保護してやるとよく、その上をアルミホイルで覆い、暗くし、雨が当たらなくしてやるとよいそうです。

この作業は遅くとも三月中旬までに済ませましょう。

町内には多くの桜の木が植えてありますが、年がたつと共に病気になり

花が咲かなくなっています。昔からある山桜は病気になりにくく、他から苗を植えたもの、特にソメイヨシノは芽や枝が異常に多くなる天狗巣病にかかったものを多く見かけます。

天狗巣病にかかると病

た新しい資料を手にする機会を得て紹介すると、一応この稿を終ることとします。

お目通しいただきましたことに深くお礼申し上げます。

次回からは引続いて「中世の郷土」をみてゆきたいと思えます。

三和町文化財保護委員会  
委員長 松井 正夫